

2022年7月5日

世田谷区副区長 岩本 康 様

日本共産党世田谷区議団

(仮称)地域行政推進条例(素案)並びに (仮称)地域行政推進計画(素案) についての申し入れ

大場区長時代に始まった地域行政制度は、「区役所が住む人の近くに来る」ということを掲げて、行政サービス実施拠点を住民の身近なところに移し、便利な区役所をつくる一方、ここを住民のまちづくりなど自治的活動の拠点ともすることで住民自治の発展を目指すという創造的な提起でした。しかし、出張所改革、効率化推進の行政経営改革により、出張所統廃合や総合支所機能の本庁への再集中などにより地区や地域の権限・役割が縮小され、区民サービスが後退し、住民自治の発展を目指すという側面は事実上軽んじられてきました。

地域行政制度スタートから30年以上経過し、新たな課題が明らかになっています。震災時における地域のコミュニティの力を活用した災害対策を進めるための住民自治の重要性、高齢化の進行、デジタル化などが進む中より身近な地区での区民サービスの充実など、これらに対応できる行政の仕組みが必要です。

この間、こうした社会の変化を踏まえた制度の見直しに向け、議会において 地域行政推進条例策定に向けた議論を行ってきました。

区は基本理念に・を掲げ、一人でも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにすることを明らかにしており、その内容は、自治の担い手である住民が区政に参加できる機会を数多く設けることや、地域の課題解決に取り組む区民や団体がお互いに協力して自治を進められるよう支援することなどを掲げています。現基本計画では、参加と協働による地域行政を推進することとし、住民の意見を尊重した区政運営を行うとしている。その立場から、区が地域行政 推進条例を策定するに当たり、住民自治の充実を目的に掲げていることは大変 重要であり、条例においてもこの方向は堅持していただきたい。

今般、地域行政・災害・防犯・オウム対策特別委員会で示された（仮称）世田谷区地域行政推進条例（素案）は、5月27日の条例（素案）と比較し区民サービスの向上の面でも、住民自治の充実の面でも後退しました。改善を求め以下申し入れを行うものです。

記

1、 第4条

5月の条例（素案）で示されていた「デジタル技術の活用による業務の変革を推進し、区民の利便性の向上及び区政への区民参加の増進を図る」との文言 は、6月20日の(素案)では、「デジタル技術の活用による業務の変革を推進」以下が削除されています。「デジタル技術の活用による業務の変革」が強調されつつ本来DX推進の目的であるはずの行政サービスの向上や区政への区民参加が語られないかたちとなっています。「未来つなげるプラン」でも示されたデジタルデモクラシーの視点からみても問題です。削除された文言の復活を含め対応を求めます。

2、 第16、17条

条例前文において、「参加と協働によるまちづくり」と謳いつつ、第5節「区民参加

の促進に向けた区の体制の強化」(5月条例(素案))の第16条で、組織の整備として、「総合的な行政サービスの向上及び区政への区民参加による地域課題の解決に資するよう」と定めていたものを削除し、併せて第5節の表題の「区民参加の促進に向けた」が削除されました。さらに、第17条において総合支所及びまちづくりセンターの機能充実・強化のために、「その権限に属する事務を適切に配分する」と規定するのみです。削除した「区民参加の促進に向けた」を復活させることを含め対応することを求めます。

3、 第18条

条例素案第3条に区の責務として、「区民が必要な行政サービスを利用することができる環境及び区政に関する意見を述べることができる環境の整備並びに区民がまちづくりに取り組むための必要な支援の充実強化に努めなければならない」と規定されています。しかし、第18条(職員の育成)の部分について、5月の条例(素案)では「区民の立場に立って区政を考え、安全・安心な暮らしをともに実現する意欲を持ち、並びに行政の専門的知識及び技能を有する職員の育成を図るものとする」としていた文言が削除されました。区民サービス向上、住民自治の推進には適切な制度構築とともに、質の高いサービスを確保するための職員の育成が重要だと考えます。対応を求めます。

4、

計画(素案)において広報機能の充実の項目を立て行政の通信機器の活用などによる充実が述べられていますが、広聴機能の充実についての項目がなく位置付けされていません。項目を立て、参加と協働の区政運営を進め、区民の意見を区政に反映させるために必要な措置を行うこと。

以上